

# 山梨県公報

第百七十五号

令和三年

三月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………一一九
- 道路の路線変更……………一一九
- 道路の供用開始……………一一九
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一二〇
- 公共測量の終了……………一二〇
- 基本測量の実施……………一二〇
- 公共測量の実施(三件)……………一二〇
- 都市計画の変更図書の縦覧……………一二一

### 公告

## 告示

### 山梨県告示第八十六号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。  
令和三年三月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

二の表に次のように加える。

|   |          |            |                            |
|---|----------|------------|----------------------------|
| 八 | 令和三年三月八日 | 公益財団法人オイスカ | 甲府市武田二丁目二番五号 山梨県治山林道協会会館三階 |
|---|----------|------------|----------------------------|

### 山梨県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所

(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和三年四月八日まで一般の縦覧に供する。  
令和三年三月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 整理番号 | 旧新の別 | 路線名     | 起点          | 重要な経過地 |
|------|------|---------|-------------|--------|
| 46   | 旧    | 鰍沢口停車場線 | 西八代郡市川三郷町黒沢 |        |
|      | 新    | 鰍沢口停車場線 | 西八代郡市川三郷町黒沢 |        |

### 山梨県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月八日まで一般の縦覧に供する。  
令和三年三月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名   | 区間   | 延長(メートル) | 供用開始の期日   |
|-------|-------|--|----------|-----------|
| 一般国道  | 百三十七号 | 笛吹市御坂町上黒駒字横川五一<br>四八番二一地先から<br>笛吹市御坂町上黒駒字横川五一<br>四八番二六地先まで | 一三八・三    | 令和三年三月十八日 |

## 公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和三年三月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人にじいろのわ
  - 2 代表者の氏名 土屋茂
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市美咲二丁目十五番十六号
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、子ども、被災者、貧困者及びその困窮する実態に陥る人々に対して、衣食住の支援や提供及び生活や精神的な支援に関する事業を行い、もって、地域の活性化及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和三年三月十二日から同年四月十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 富士川砂防事務所管内 釜無川流域及び早川流域
- 三 測量の期間 令和二年六月二日から令和三年三月一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十八日

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 令和三年三月二日から同年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 身延町及び南部町
- 三 測量の期間 令和三年四月五日から同年八月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・十五号住吉四丁目善光寺線）
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番